

渡嘉敷村指定管理者の募集

平成 30 年 4 月 1 日から渡嘉敷村青少年旅行村施設等の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

募集内容

1 名称及び位置

名称：渡嘉敷村青少年旅行村施設 ※阿波連ビーチ水難事故防止監視業務含む。

位置：渡嘉敷村字阿波連 182-8

2 管理の基準及び業務の範囲

「渡嘉敷村青少年旅行村施設等の指定管理に関する基本協定書」及び「渡嘉敷村青少年旅行村施設等の指定管理業務仕様書」による。

3 指定予定期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（3年間）

4 応募資格

- ・ 渡嘉敷村に住所を有する法人その他団体であること。（個人は不可。）
- ・ 村税の滞納がないこと。
- ・ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されているものがないこと。
- ・ 会社更生法及び民事再生法による手続きをしていないこと。
- ・ 暴力団による不当な行為の防止法に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力利益となる活動を行うものでないこと。

5 募集要項等の配布期間及び配布場所

（1）募集要項（基本協定書・仕様書・年度協定書含む。）及び申請書類の配布期間

期間：平成 30 年 2 月 1 日（木）～平成 30 年 2 月 8 日（木）

場所：渡嘉敷村商工観光課（商工係）

※土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時までの間を除く）

（2）申請書提出期限及び提出先

期限：平成 30 年 2 月 8 日（木） 17：00

提出先：渡嘉敷村商工観光課（商工係）

※土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時までの間を除く）

（3）提出書類（郵送、FAX は不可）

- ・ 渡嘉敷村指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- ・ その他募集要項による

（4）申請書類の受付期間

平成 30 年 2 月 1 日（木）～2 月 8 日（木）まで

※土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時までの間を除く）

6. 問い合わせ先

渡嘉敷村商工観光課 商工係

電話 098-987-2333

FAX 098-987-2783

平成 30 年 2 月 1 日

渡嘉敷村長 松本好勝

